

# 第V章

## 推進体制と進行管理

# 1. 推進体制と進行管理

## (1) 推進体制

本計画を推進していくためには、市だけでなく、市民等、事業者等など多様な主体とのパートナーシップによって推進していくことが重要です。

そのため、市では、公募市民や知識経験者、事業者等で構成する「羽村市環境審議会」を中心に、広く市民等及び事業者等の声を施策に反映させるとともに、市民等及び事業者等との協働により、より効果的な事業を実施していきます。

また、全庁的・横断的に環境の視点から施策や事業を実施し、本計画等を推進する組織体制として、「羽村市地球温暖化対策等推進委員会」を設置しており、本計画の進行管理及び点検・評価を実施します。

### ◆羽村市環境審議会

羽村市環境基本条例第 21 条に基づき設置された「羽村市環境審議会」（以下「審議会」といいます。）は、市長の附属機関であり、「羽村市環境審議会規則」に定められた市民公募委員、知識経験者、事業者の代表、環境保全等に関する行政機関の職員によって構成されています。

審議会では、環境基本計画に関すること、環境の保全等の施策に関すること、環境の保全等に関する基本的事項などについて調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるすることができます。



■環境審議会の様子（平成 26 年 1 月）

### ◆羽村市地球温暖化対策等推進委員会

「羽村市地球温暖化対策等推進委員会」（以下「温対委員会」といいます。）は、副市長を委員長、教育長を副委員長、各部長が委員となり構成された組織で、本計画は温対委員会において計画の推進・点検及び評価を行い、市長に報告します。

この温対委員会は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」の規定に基づき指定された、特定事業者としてのエネルギー使用の合理化のため講ずべき措置及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置並びに市の環境マネジメントシステムである「エコクリはむら」を統合した計画である、「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を推進・点検するための庁内組織でもあります。



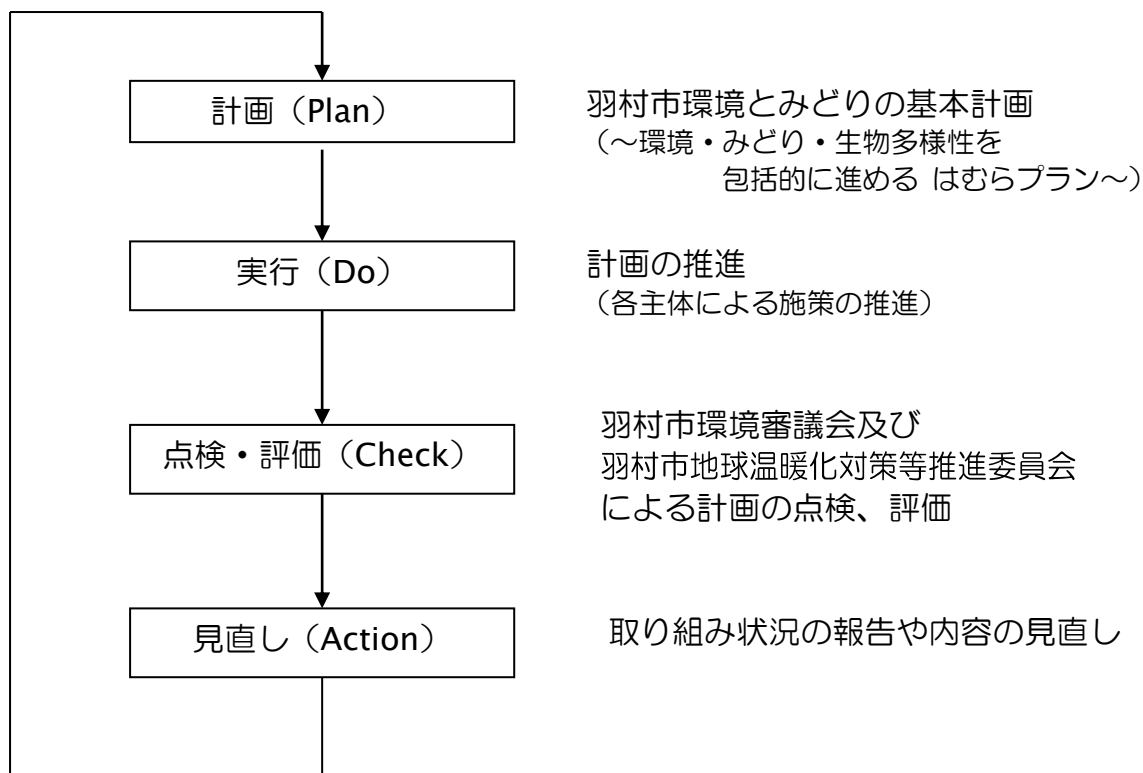
■市民・事業者等との協働により実施する  
第 3 回環境フェスティバル実行委員会の様子  
（平成 26 年 1 月）

環境フェスティバルについては、8 頁のコラム参照

## (2) 進行管理

本計画の実効性を確保するために、施策の進捗状況の把握は、PDCA サイクルにより、毎年度、進行管理を実施します。

また、必要に応じて、管理指標などについても、見直しを行っていきます。



## (3) 環境報告書による結果の公表

市民等・事業者等が環境の現況に対する理解と認識を深め、自主的かつ積極的な環境の保全とよりよい環境の創造の取り組みがより促進されるよう、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を、羽村市環境基本条例第 13 条の規定に基づき「羽村市環境報告書」として毎年作成し、公表します。

## 2 国・東京都・その他自治体との連携

### (1) 関係機関との連携

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物問題、エネルギー、生物多様性、地球温暖化など、現在の環境問題は羽村市単独で解決できるものは少なく、より広域的な視点に立つての対策が必要です。

そのため、国・東京都・その他自治体と協力して問題を解決していくことは、市の環境を守るうえできわめて重要です。

この計画の実効性を確保し、目標を達成するため、国・東京都・その他自治体との連携に努めます。

#### ◆情報の共有

大気や水質のモニタリングデータなど環境に関する情報交換を行い、情報の共有化に努めます。

#### ◆広域的連携

東京都市環境・公害事務連絡協議会や多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会など、既存の協議会を利用し、環境に関する共通の課題を協議していきます。